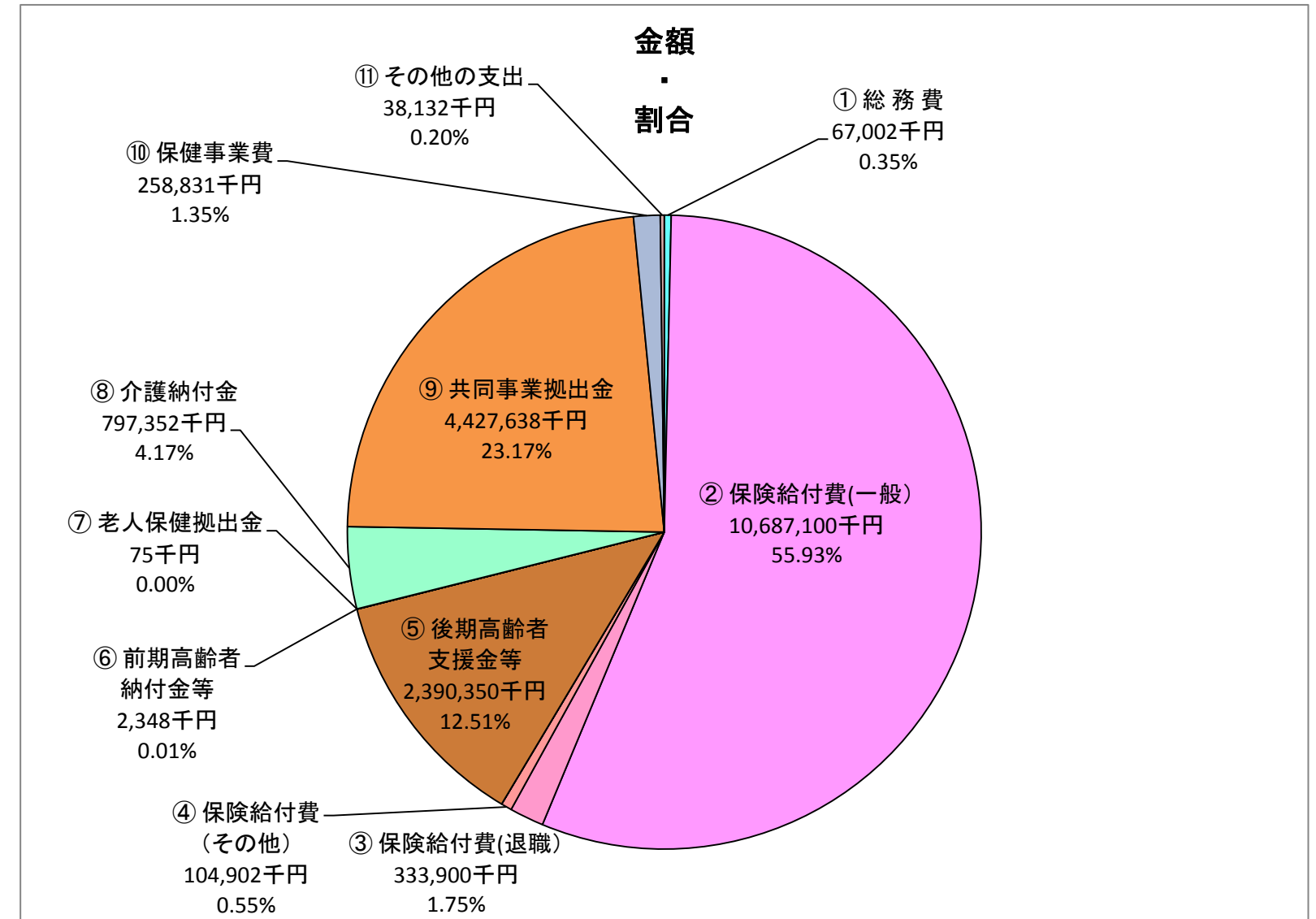
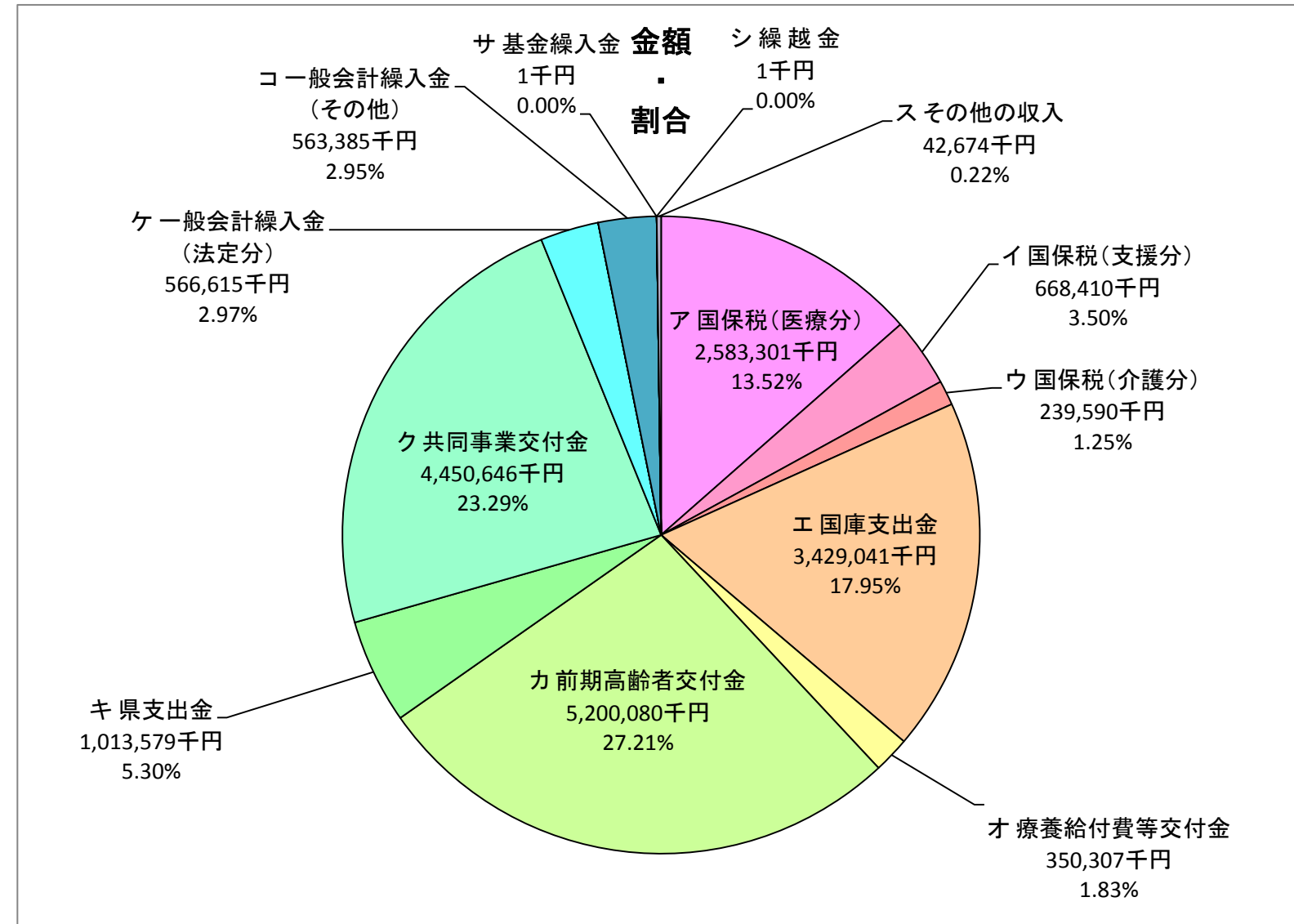


平成28年度国民健康保険特別会計当初予算概要

歳入

歳出



歳入科目	金額	説明
ア 国保税(医療分)	2,583,301	加入者の②③保険給付費を賄う
イ 国保税(支援分)	668,410	⑤後期高齢者支援金等の納付に要する税
ウ 国保税(介護分)	239,590	⑧介護納付金の納付に要する税(40歳から64歳までが対象)
エ 国庫支出金(療養給付費等負担金)	3,429,041	②⑤⑦⑧一般被保険者分の保険給付費、後期高齢者支援金、老人保健医療費拠出金及び介護納付金の32%相当が国から補填
イ 調整交付金(特定健診等負担金)	3,429,041	②⑤⑦⑧保険者間の財政力の不均衡を調整するため国から補填、①⑩の費用の一部等に対して国から補填
オ 療養給付費等交付金	350,307	③退職被保険者の保険給付費の一部が各保険者(国保除く)から補填
カ 前期高齢者交付金	5,200,080	⑥65歳から74歳までの医療費を保険者間で財政調整するための交付金
キ 県支出金	1,013,579	②⑤⑦⑧の6%相当が県から補填、①⑩の費用の一部等に対して県から補填
ク 共同事業交付金	4,450,646	県内保険者間の財政調整等を目的とした交付金(⑨共同事業拠出金) 高額医療費共同事業:(レセプト80万円超-前期調整額)×59/100 保険財政共同安定化事業: (レセプト1円以上80万円以下の部分×給付率-前期調整額)×59/100
ケ 一般会計繰入金(法定分)	566,615	低所得者の保険料(均等割)の軽減(7割・5割・2割)に対する補填:県3/4、市1/4、 ④出産育児諸費のうち出産育児一時金への2/3の補填、事務費等
コ 一般会計繰入金(その他)	563,385	市の一般会計からの繰入金(収不足分等への補填)
サ 基金繰入金	1	保険給付費支払基金(国民健康保険会計の積立金から補填)
シ 繰越金	1	前年度の国民健康保険会計の歳入歳出差引分
ス その他の収入	42,674	延滞金、第三者納付金(交通事故等第三者行為に係る医療費等の保険者立替分)等
歳入合計	19,107,630	

歳出科目	金額	説明
① 総務費	67,002	人件費、保険証、納税通知書、レセプト点検、国保運営協議会費等に係る事務経費
② 保険給付費(一般)	10,687,100	一般被保険者の医療費(本人負担分除く)を国保が支払う費用
③ 保険給付費(退職)	333,900	退職被保険者等の医療費(本人負担分除く)を国保が支払う費用
④ 保険給付費(その他)	104,902	保険給付費のうち②、③以外の費用で、審査支払手数料、出産育児諸費、葬祭諸費
⑤ 後期高齢者支援金等	2,390,350	後期高齢者医療制度を財政支援するための保険者負担分
⑥ 前期高齢者納付金等	2,348	65歳から74歳までの医療費(本人負担を除く)を保険者間で財政調整するための保険者負担分
⑦ 老人保健拠出金	75	老人保健制度の医療費精算分の保険者負担分
⑧ 介護納付金	797,352	介護保険の給付費等を国保加入者40歳から64歳までが負担する費用
⑨ 共同事業拠出金	4,427,638	ク共同事業交付金の対象医療費の県内総額を、加入者数と対象医療費の割合等で算出された分を納付
⑩ 保健事業費	258,831	医療費増加抑制対策事業、特定健康診査・特定保健指導、人間ドック、医療費通知等にかかる経費
⑪ その他の支出	38,132	還付金・還付加算金・前年度療養給付費等負担金、交付金精算分
歳出合計	19,107,630	

退職被保険者: 65歳未満で、厚生年金・共済組合等に20年以上又は40歳以降に10年以上の加入期間があり、年金受給権のある方とその被扶養家族が対象。それ以外は一般被保険者。
また、退職者医療制度は、後期高齢者医療制度の創設に伴い平成20年4月から廃止されたが、経過措置として平成26年度までの間における65歳未満の退職者を対象に存続されていた。
なお、平成28年度は、平成26年度までに適用となった退職被保険者等が残存している。



今、未来が始まる時。